

政 令

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二号

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年三月一日とする。

総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 菅 直人

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第三号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七十条の七第四項、第七十条の八第四項及び第七十条の九第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の表第七十六条第一項の項を削り、同表第七十六条第二項の項を次のように改める。

第七十六条第三項	その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する	当該登録局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する
----------	--	---

第五条第一項を削る。

第六条第一項の表第七十六条第一項の項及び第七十六条第二項の項を次のように改める。

第七十六条第一項	無線局	登録局
第七十六条第三項	その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する	当該登録局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する

附則
この政令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

総務大臣 片山 善博
内閣総理大臣 菅 直人

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第四号

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第五十五条、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第六十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号イ中「こえる」を「超える」に改め、同条第六号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十号中「腹おこし」を「腹起こし」に、取りはずし」を「取り外し」に改め、同条第十号の二中「肌落ち」を「肌落ち」に改め、同条第十号の三中「すい道型わく支保工」を「すい道型枠支保工」に、用いる型わく」を「用いる型枠」に改め、同条第十二号中「はいくずし」を「はい崩し」に、行なわれる」を「行われる」に改め、同条第十三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十四号中「型わく支保工」を「型枠支保工」に、けた」を「桁」に、型わくを」を「型枠を」に改め、同条第十八号中「ため取り扱う作業」の下に、及び同表第二号15に掲げる物又は同号37に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを加え、同条第十九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二十号中「行なう」を「行う」に、ドラムかん」を「ドラム缶」に改める。

第十八条第九号の十二の次に次の一号を加える。

九の十三 酸化プロピレン

第十八条中第十四号の九を第十四号の十一とし、第十四号の八の次に次の二号を加える。

十四の九 一・四・ジクロロエーテン

十四の十 一・一・ジメチルヒドラージン

第十八条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 一・三・プロパンスルトン

第二十一条第七号中「取り扱う屋内作業場」の下に、（同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを加え、同条第二項中「及び第十二号」を「、第十二号」に、取り扱う業務を」を「取り扱う業務及び第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 酸化プロピレン

第二十二條第一項第三号中「を取り扱う業務」の下に、及び同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを加え、同条第二項中「及び第十二号」を「、第十二号」に、取り扱う業務を」を「取り扱う業務及び第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 酸化プロピレン